

○焼津市契約規則

昭和53年8月24日規則第15号

改正

昭和56年10月23日規則第15号
昭和57年10月1日規則第18号
平成6年2月10日規則第2号
平成8年9月30日規則第18号
平成12年7月6日規則第33号
平成14年9月2日規則第41号
平成15年11月28日規則第20号
平成20年2月6日規則第1号
平成20年3月31日規則第18号
平成21年2月6日規則第2号
平成22年2月5日規則第1号
平成23年1月28日規則第3号
平成24年2月7日規則第1号
令和3年3月31日規則第37号
令和7年3月31日規則第42号
令和7年8月21日規則第53号

焼津市契約規則

焼津市契約規則（昭和40年焼津市規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、本市の契約に関し、法令その他別に定めるものがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（契約の制限）

第2条 翌年度以降にわたつて、支出の原因となるべき契約は、これをすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約は、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条に規定する継続費に係るもの
- (2) 法第213条に規定する繰越明許費に係るもの
- (3) 法第214条に規定する債務負担行為に係るもの
- (4) 法第234条の3に規定する長期継続契約に係るもの

（入札参加の制限）

第3条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者について、3年以内の期間を定めて一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は代理入札人として使用する者についても、また同様とする。

（入札参加者の資格）

第4条 入札に参加できる者は、令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき別に定める入札参加者の資格を有する者とする。

（資格証明）

第5条 入札に参加しようとする者は、あらかじめ前条の規定による資格及び令第167条の4第1項の事項に関する証明書を提出しなければならない。ただし、焼津市に居住して資格を確認し得る者及びあらかじめ市において資格を確認し得る者は、この限りでない。

（入札の公告及び通知）

第6条 市長は、入札に付そうとするときは、次の事項を公告し、又は入札者として指名した者に通知しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める事項についてはこれを省略することができる。

- (1) 入札に付する事項

- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 入札執行の場所及び日時（電子入札（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、入札の期間並びに開札の場所及び日時）
 - (4) 入札の無効に関する事項
 - (5) 入札心得書を示す場所
 - (6) 入札保証金に関する事項
 - (7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得た後契約を締結するものであること。
 - (8) その他必要な事項
- 2 前項の公告又は通知は、入札期日（電子入札を行う場合にあっては、入札の期間の末日）以前に次に掲げる見積期間を設けて、これをしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮することができる。
- (1) 予定価格が500万円未満のもの 1日以上
 - (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満のもの 10日以上
 - (3) 予定価格が5,000万円以上のもの 15日以上
- 3 第1項の規定による公告は、焼津市公告式条例（昭和25年焼津市条例第8号）に定める掲示場に掲示するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、市広報、新聞その他の方法と併せて行うことができる。
- （入札心得書）
- 第7条** 前条第1項第5号の入札心得書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 入札書式
 - (2) 落札者が契約をする期限
 - (3) 契約書式
 - (4) 契約履行の方法、期限及び契約違反の場合における契約保証金の処分に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- （予定価格の作成）
- 第8条** 市長は、入札に付する事項の価格を、当該事項に係る仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封かんして開札の際、これを開札場所に置かなければならない。
- （予定価格の定め方）
- 第9条** 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給又は使用の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して、適正に定めなければならない。
- （調査基準価格及び最低制限価格の設定）
- 第10条** 市長は、予定価格のほかに令第167条の10第1項若しくは第167条の10の2第2項の規定する場合に該当するかについての調査を行うための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）又は令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける場合は、これらの価格を記載した書面を封かんして、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。
- 2 調査基準価格又は最低制限価格は、契約の目的となる工事又は製造の技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。
- （入札書の提出）
- 第11条** 入札に参加しようとする者は、入札書（別記様式）を作成の上、封かんし、指定した日時までに所定の場所に提出しなければならない。ただし、市長が封かんの必要がないと認めたときは、これを省略することができる。
- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の代理人が適当でないと認めたときは、これを拒むことができる。
- （電子入札）

第11条の2 市長は、前条第1項に規定する入札書の提出については、同項の規定にかかわらず、電子入札により行わせることができる。

2 前項の規定により行われた電子入札については、入札に参加しようとする者がその者の使用に係る電子計算機に入札金額その他必要な事項を入力し、当該事項が市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、前条第1項に規定する入札書の提出があつたものとみなす。

(入札保証金)

第12条 入札に参加しようとする者は、入札額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第167条の5及び第167条の11の規定により定める資格を有する者による入札に付する場合であつて、過去2年の間に焼津市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他市長が特に認めたとき。

第13条 削除

(入札保証金の返還)

第14条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、又は入札を中止し、若しくは取り消したとき、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際返還する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、その者の申出により契約保証金の一部に充当することができる。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したもの

(2) 入札保証金が所定の額に不足するもの

(3) 入札金額その他入札事項につき不明確な記載又は入力をしたもの

(4) 入札に関し不正行為があつたもの

(5) 同一事項について同一人の名をもつて同時に2以上の入札をしたもの

(6) 自己のほか他人の代理人を兼ねて入札したもの

(7) 2以上の入札者の代理人となつて入札したもの

(8) 入札書の入札金額を訂正したもの

(9) 前各号に定めるもののほか、この規則又は市長の定める条件に違反したもの

2 市長は、入札者が不当に価格を引き上げ、又は引き下げる目的をもつて連合その他不正の行為をしたと認められるときは、その入札者の全員がした入札を無効とすることができます。

3 前2項の規定による入札の無効は、市長が決定する。この場合において、入札者は、その決定に對して異議を申し立てることができない。

(入札執行の延長等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市は、弁償の責めに任じない。

(落札の通知)

第17条 市長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を本人に申し渡し、又は通知するものとする。

(落札の取消)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

(1) 落札者が指定の期限内に契約を締結しないとき。

(2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。

(3) 落札者の入札資格が欠け、又は欠けたことを発見したとき。

- (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (5) 落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき。
- 2 前項の場合において、入札保証金は、市に帰属する。ただし、第12条ただし書の規定により、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する金額の違約金を納付しなければならない。
- (指名競争入札者の指名)
- 第19条** 市長は、指名競争入札によろうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名して行わなければならない。
- (せり売りに対する準用)
- 第20条** 第6条、第12条から第17条までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。
- (随意契約の限度額等)
- 第21条** 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。
- 2 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 3 予定価格が50,000円未満であるもの又は収入印紙、郵便切手、定期刊行物その他価格の一定したものについては、見積書を省略することができる。
- (随意契約の内容等の公表)
- 第21条の2** 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約によろうとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 契約に係る物品又は役務の名称
- (2) 契約の内容
- (3) 契約を締結する予定月
- (4) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称
- 2 市長は、前項の規定による公表に係る契約を締結したときは、同項に掲げる事項及び次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。
- (1) 契約を締結した日
- (2) 契約の相手方の名称
- (3) 契約金額
- (4) 契約の相手方とした理由
- 3 前2項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。
- (契約の締結)
- 第22条** 落札者は、第17条の規定による申し渡し又は通知を受けたときは、その日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合には、その期間を延長することができる。
- (部分払の契約)
- 第23条** 市長は、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件買入れその他契約に係る既納部分について、完済前又は完納前に、その部分の代価を支払う契約を締結することができる。
- 2 前項の場合における支払金額は、既済部分にあつては、その代価の100分の90、既納部分にあつては、その代価を超えることができない。
- (契約書等の作成)
- 第24条** 市長は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下「契約書等」という。）を作成し、契約の相手方とともに当該契約書等に記名押印し、又は電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。次条において同じ。）を行わなければならない。
- (1) 契約の目的及び内容

- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金額又は契約保証金に代わる担保の内容
- (5) 契約不履行の場合における契約保証金の処分
- (6) 危険負担
- (7) 契約不適合責任
- (8) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- (9) 対価の支払又は受領の時期。部分払又は分割受領にあつては、その時期及び金額
- (10) 履行の遅滞その他義務の不履行の場合における違約金、遅延利息その他賠償金
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項のうち、当該契約の性質又は目的により該当のない事項については、契約書等に記載し、又は記録することを要しない。

3 焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条及び第3条に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決があつたときに当該契約を締結する旨又は当該議決があつたときに当該契約の効力を生ずる旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

（電子契約）

第24条の2 電子署名を付した電磁的記録の作成により契約を締結する手続その他の当該契約の締結に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（契約書等作成の省略）

第25条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書等の作成を省略することができる。この場合において、50万円以上の契約をするときは、前条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書を徴するものとする。

- (1) 入札による契約又は随意契約で、契約金額が130万円未満のものをするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件を売却する場合において、買受人が直ちに代金を納付して、その物件を引き取るとき。
- (4) 物件を購入する場合において、直ちにその物件の検収ができるとき。

（契約保証金）

第26条 令第167条の16第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とし、契約を締結した際納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国及び他の地方公共団体と契約を締結するとき。
- (2) 契約の相手方（以下「契約者」という。）が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に焼津市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) その他市長が特に認めたとき。

（契約保証金に代わる担保）

第26条の2 令第167条の16第2項の規定により、契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保は、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証とする。

2 前項に掲げる担保の価値は、その保証する金額とする。

(契約保証金の返還)

第27条 契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、契約者の債務の履行があつたとき、又は第34条の規定により契約を解除したとき返還するものとする。ただし、契約により担保義務終了までその全部又は一部を留保することができる。

2 第28条第2項又は第28条の2第2項の規定により、契約保証金を延滞違約金又は遅延利息に充当する場合において、なお残額があるときは、これを返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、物件を売払う契約において、契約保証金の納付があるときは、当該契約保証金を売買代金に充当することができる。この場合において、なお残額があるときは、これを返還する。

(契約の変更)

第27条の2 契約者は、市長から契約の変更について協議の申出があった場合には、これに応じなければならない。

2 契約者は、天災その他その責めに帰さない理由により、当該契約に係る債務を履行することができなくなったときは、その理由を記載した書面により、市長に対し、契約の変更を申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があった場合において、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、当該契約を変更することができる。

(延滞違約金)

第28条 契約者の責めに帰すべき理由により債務の履行を遅延したときは、契約金額から当該債務の履行分に相応する金額を控除した額につき、延滞日数に応じ、当該債務の履行に係る契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の延滞違約金を徴収する。

2 前項の規定による延滞違約金は、契約保証金の納付がある場合においては、相当額をこれに充当し、なお不足するときは、不足額を納付させるものとする。

3 延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、延滞違約金の全部又は一部を免除することができる。

(遅延利息)

第28条の2 契約者が履行すべき期限までに金銭債務を履行しないときは、当該金銭債務の額につき、延滞日数に応じ、当該契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「延滞違約金」とあるのは「遅延利息」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第28条の2第1項」と、「延滞違約金」とあるのは「遅延利息」と読み替える。

(延滞日数の算定)

第29条 前条第1項の延滞日数については、市が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの日数は、これを算入しない。

2 前項の規定は、契約者に故意又は過失がある場合は、この限りでない。

(引渡し)

第30条 契約の目的物の引渡しは、指定の場所において、市の行う検査に合格したときをもって完了する。

(値引き採用)

第31条 契約者の提供した履行の目的物に僅少の不備の点があつても、使用上支障がないと認めるとときは、相当額を減じて、これを採用することができる。

(危険負担)

第32条 契約の目的物の引渡し前に生じた損害については、特に定める場合のほか、契約者の負担と

する。

- 2 工事若しくは製造その他の請負契約で既済部分に対して完済前に代価の一部を支払った場合において、当該請負契約の既済部分に滅失若しくは損傷を生じたとき、又は市から材料を支給して請負させる場合において、当該交付材料について、滅失若しくは損傷を生じたときは、特に定める場合のほか、その損害は契約者の負担とする。

(契約不適合責任)

第33条 契約者から引渡しを受けた目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、市長は、契約者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、市長は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を契約者に通知しなければならない。ただし、契約者が引渡しの時にその不適合を知り、若しくは重大な過失によって知らなかつたとき、又は契約をもってその期間を延長し、若しくは短縮したときは、この限りでない。

(契約の解除等)

第34条 公用又は公共のため、契約を解除し、又はその履行を停止若しくは変更することがあつても、契約者は、これを拒むことはできない。

- 2 前項の場合において、その履行の部分等を考慮して、相当の代価を支払うものとする。ただし、物件を売払う契約においては、既履行部分に係る売買代金を徴収するものとする。

第35条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 契約締結後その契約について不正の事実を発見したとき。
 - (3) 契約解除の申し出があつたとき。
 - (4) 前各号のほか法令及び契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、市に帰属する。この場合において、契約保証金額が、損害の賠償金額に満たないときは、その不足額を納付させるものとする。
- 3 契約保証金の納付を免除された者は、第1項の規定により契約を解除された場合は、その免除された契約保証金額に相当する額を賠償金として納付しなければならない。この場合において、その金額が損害の賠償金額に満たないときは、その不足額をあわせて納付しなければならない。
- 4 第1項第3号の規定により契約を解除した場合において、その申出が正当な理由によるものと認めるときは、前2項の規定は適用しない。
- 5 第1項の規定により、契約を解除した場合においては、期限を指定して、原状に回復させるなど必要な措置をさせなければならない。ただし、履行部分のうち、市長が特に認めるものについては、相当の代価を支払つてこれを採用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年9月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に売買、貸借、請負その他の契約を締結している場合は、契約の履行を完了するに至るまで、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年10月23日規則第15号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年2月10日規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年9月30日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（平成12年7月6日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月2日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月6日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第28条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月6日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月5日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市契約規則の規定は、平成22年4月1日以後に締結する請負契約について適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年1月28日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市契約規則の規定は、施行日以後に締結する請負契約について適用し、施行日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月7日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日（以下「施行日」とする。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市契約規則の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市契約規則の規定は、施行日以後に締結する随意契約について適用し、施行日前に締結した随意契約については、なお従前の例による。

附 則（令和7年8月21日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定（同項を第24条

第3項とし、同条に1項を加える部分を除く。) 及び第33条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の焼津市契約規則の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表 (第21条関係)

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	200万円
2 財産の買入れ	150万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

備考 単価により予定価格を定める随意契約にあつては、当該予定価格に基づき算出される予定総額（当該随意契約により市が負うべき支払債務の総額をいう。）を上記表の金額とし、随意契約の可否を判断する。

別記様式 (第11条関係)